

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下「ユーザ」と記載します）と、ライトハウステクノロジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「LHTC」と記載します）との間で、LHTC がユーザに対し、本契約に基づいて提供するソフトウェアの使用権の許諾に関する条件を定めるものです。

LHTC は、ユーザに対し、本ソフトウェアを使用する権利を、下記条項に基づき許諾し、ユーザは本契約に合意のうえで使用することとします。本契約に合意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、または使用しないでください。

なお、ユーザが、第3条第3項記載の使用権を行使した、または行使したと合理的に認められる時点で、ユーザが本契約に合意したものとします。

LHTC は、本契約を任意に変更することができ、その場合はユーザに通知します。ユーザは本ソフトウェアの使用を継続する場合、変更された本契約に従うものとします。ユーザが変更された本契約に従うことを同意しない場合、本契約は解約され、ユーザは本ソフトウェアを使用することはできません。

ユーザが本契約に違反する、または遵守しない場合、LHTC はユーザに対して本契約に定めるもののほか、あらゆる措置をとることができます。

但し、別途使用許諾が存在するソフトウェアについては、それら個別の使用許諾に関する定めを優先することとします。

第1条 （定義）

1. 本ソフトウェア

有償・無償を問わず、LHTC からユーザへ提供されるソフトウェア、または当社もしくは LHTC の承諾に基づき第三者のダウンロードサイトからユーザが入手するソフトウェアとし、以下を含みます。

- 1) 電子ファイルやインストーラ等実行形式ファイルにて、または製品や計算機に内蔵またはインストールした上で提供されるソフトウェア、プログラム、ファームウェア、ドライバ、定義ファイル、設定ファイル、スマートフォンやタブレット等の携帯型端末にインストールして使用されるアプリケーション（以下「アプリ」と記載します）
- 2) 本ソフトウェアの使用権取得の前後に関わらず、且つ電子または紙等の媒体を問わず、ユーザが LHTC から入手した本ソフトウェアに関わる媒体、文書（取扱説明書、マニュアル、手順書、仕様書などの文書）、データ

- 3) LHTC が提供する本ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア、およびバージョンアップやアップデートプログラム等により変更されたソフトウェア
- 4) 本ソフトウェアが自動的に、本ソフトウェアで用いるためのデータファイルを作成する場合の当該データファイル

2. デバイス

本ソフトウェアをインストールした上で使用する 1 台の計算機またはスマートフォンやタブレット等の携帯型端末で、ユーザが所有または LHTC が文書にて許諾するもの
なお、プロセッサ 1 ソケット、または端末 1 台を計算機 1 台として数えます。

3. ストア

本ソフトウェアをユーザがダウンロードならびに購読（サブスクリプション）手続きを行う Web サイトおよびシステム

4. ライセンス数

LHTC がユーザに対し、本ソフトウェアの使用を許諾するデバイス数や、アクセス上限数など

5. ライセンス期間（または使用許諾期間）

LHTC がユーザに対し、本ソフトウェアの使用を許諾する期間

6. 使用料

ユーザが LHTC へ支払う、本ソフトウェアの使用対価

7. 見積書等

LHTC がユーザへ提示する、本ソフトウェアの使用料やライセンス数、ライセンス期間等を記載した、見積書や価格表、仕様書等の文書

8. 有償ソフトウェア

本ソフトウェアのうち、ライセンス数に対する使用料を払うことを条件に LHTC がユーザに使用を許諾するソフトウェア

9. 無償ソフトウェア

本ソフトウェアのうち、使用料の支払い義務なしで LHTC がユーザに使用を許諾するソフトウェア

10. 使用許諾通知書等

LHTC がユーザへ、本ソフトウェアのライセンス数やライセンス期間等を通知する文書

第2条 (総則)

1. 本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利およびこれに帰属する権利に関する諸条約、その他知的財産権に関する法令によって保護され、本契約の条件に従い LHTC から、ユーザに対して使用許諾されるもので、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権は LHTC 及び原権利者からユーザへ移転しません。
2. 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の権利は、LHTC および原権利者に帰属するものとし、ユーザは本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しません。

第3条 (使用許諾)

1. LHTC は、ユーザが LHTC に対し、使用料を支払うことを条件に、ライセンス期間に限り、有償ソフトウェアの非独占的な使用権をユーザに許諾します。
2. LHTC は、ライセンス期間に限り、無償ソフトウェアの非独占的な使用権をユーザに許諾します。
3. 本契約によって生じる本ソフトウェアの使用権は以下のとおりです。
 - 1) ライセンス数を上限としたデバイスに本ソフトウェアをインストールする権利。
 - 2) デバイス上においてライセンス数を上限として本ソフトウェアを使用する権利。
4. ユーザは、バックアップ目的に限り、本ソフトウェアを1部に限り複製し、所持することができます。

第4条 (ライセンス期間)

1. 本ソフトウェアのライセンス期間は、見積書等や使用許諾通知書等に記載される期間、またはストアにて正規な手続きにより使用権を得ている期間とします。

2. ライセンス期間の明確な記載がない場合には、原則としてライセンス期間をユーザが第3条第3項記載の使用権を行使した、または行使したと合理的に認められる日から1年間とします。ただし LHTC がユーザに対して文書等で延長を承認する通知をした場合を除きます。

第5条 (使用料)

1. 有償ソフトウェアについて、ユーザは LHTC に対し、直接あるいはストア等を利用して入手する場合は間接的にライセンス期間の使用料を支払います。
2. 使用料の支払い方法は、別途見積書等またはストアにおいて定めるとおりとします。

第6条 (使用者への通知)

1. ユーザは本契約の内容を本ソフトウェアの全ての使用者に対して通知し、遵守させるものとします。

第7条 (契約期間)

1. 本契約期間は、ユーザが第3条第3項記載の使用権を行使した、または行使したと合理的に認められる時をもって発効し、ライセンス期間中有効に存続するものとします。

第8条 (契約の解約および解除)

1. ユーザが本契約期間中に本契約の解約を希望する場合、ストアを利用し入手したアプリを除き終了の1ヶ月前までに文書にて LHTC に解約を申し入れることとします。
2. LHTC は、ユーザが以下項目に該当した際、および本契約に定める条項に違反した場合、通知催告を要せずに直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - 1) 本契約のいずれかの条項、その他 LHTC の定める規定に違反したとき。
 - 2) LHTC 及び原権利者の著作権やその他の権利を侵害、または LHTC への権利の帰属を争ったとき。
 - 3) 使用料の支払いを1ヶ月以上滞納、または支払いを停止したとき。
 - 4) 自らが振出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき。
 - 5) 仮処分、仮差押、差押、競売等の申し立てをうけたとき。

- 6) 会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始等の申し立てがあったとき、または任意整理に入ったとき。
 - 7) 営業を停止したとき、または解散もしくは合併したとき。
 - 8) 監督官庁から営業の取消もしくは停止等の処分、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 9) LHTC に対して、誹謗中傷を行ったとき（誹謗中傷を行う手段は問いません。）。
 - 10) 前各号に準じる事由が生じたとき。
3. 本契約が解約または解除された場合でも、LHTC はそれまでにユーザから受領した使用料は返還しません。また、解約または解除までに発生した LHTC のユーザへの使用料請求権は消滅しません。
 4. 本条前項の規定により本契約が終了した場合といえども、第 2 条（総則）、第 9 条（契約終了時の義務）、第 10 条（保証・免責）第 11 条（禁止事項）、第 12 条（損害賠償）、第 14 条（ユーザの義務）、第 15 条（完全合意）、第 16 条（追加・変更）、第 17 条（輸出に関する制限）、第 18 条（守秘義務）、第 19 条（一般条項）の規定は有効に存続するものとします。

第 9 条 （契約終了時の義務）

1. ユーザは、本契約が期間の満了または解約や解除等により終了した場合、直ちに本ソフトウェアの使用を停止し、本ソフトウェア（バックアップ分を含みます。）をデバイスから削除しなければなりません。また LHTC が求める場合、LHTC に対して本ソフトウェア（バックアップ分を含みます。）を返却または廃棄しなければなりません。ユーザが本ソフトウェアを廃棄した場合、直ちにその旨を証明する文書を LHTC に差し入れるものとします。

第 10 条 （保証・免責）

1. LHTC および原権利者は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証しません。
2. 本ソフトウェアの使用は、ユーザの責任において行われるものとし、LHTC 及び原権利者は、本ソフトウェアの品質および機能がユーザの使用目的に適合することや、ユーザの求める要件を満たすことを保証しません。
3. LHTC 及び原権利者は本ソフトウェアのインストール、使用、および本ソフトウェアから得られた結果やデータについて、一切責任を負いません。

4. LHTC は、本ソフトウェアのダウンロードの結果発生したユーザのコンピュータシステムの破損またはデータの損失について、一切責任を負いません。
5. LHTC 及び原権利者は、本ソフトウェアの完全性、本ソフトウェアにエラーやバグ等の不具合がないこと、もしくは本ソフトウェアが中断なく稼動すること、または本ソフトウェアの使用がユーザおよび第三者に損害を与えないことを保証しません。
但し、本ソフトウェアの使用開始から1年間以内に、本ソフトウェアの取扱説明書に準拠した方法で使用する範囲で、本ソフトウェアに隠れたる瑕疵が見つかった場合、LHTC の判断に基づき、本ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェアもしくはバージョンアップやアップデートプログラムの提供、解決方法の案内、または LHTC による使用料の返還を行うものとします。但し、以下の場合を除きます。
 - 1) 本ソフトウェアが、LHTC が指定した動作条件とは異なる環境または条件下で使用された場合
 - 2) 本ソフトウェア以外の第三者ソフトウェアとの組み合わせ、またはネットワークの不調に起因する場合
 - 3) 本ソフトウェアが、LHTC 以外の者によって、LHTC の承諾なく改変された場合
 - 4) その他、LHTC 及び原権利者の責めに帰すべからざる事由による場合
6. 本条に定めるソフトウェアおよびバージョンアップやアップデートプログラムの提供や時期、方法は LHTC がその裁量により定めるものとし、その実施については保証しません。
7. LHTC 及び原権利者は本ソフトウェアの瑕疵に関して、本条に定める以外の責任を負いません。
8. 本条における保証は、本ソフトウェアの最新バージョンもしくは導入可能なアップデートプログラムが適用された本ソフトウェアに対してのみ適用するものとします。ユーザが最新バージョンやアップデートプログラムを導入しないことに起因する動作不具合や損害に関して、LHTC 及び原権利者は一切の責任を負いません。
9. LHTC は、ユーザに対し、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェアやサービスをネットワーク経由で有償または無償（但し、通信にかかる費用はユーザの負担とします）にて提供できるものとします。LHTC 及び原権利者は、かかる情報・ソフトウェアやサービスについて、完全性、正確性、有用性およびネットワークの安全性・通信の安全性を含む一切の保証は行ないません。また、LHTC はユーザの承諾なくそれらの提供を中断または終了することができるものとします。

第11条（禁止事項）

1. ユーザは、LHTC の事前の文書による承諾がないかぎり、以下の行為を行ってはならないこととします。
 - 1) 本ソフトウェアの全部または一部を複製、複写や、修正、追加等の改変をすること。但し第3条4項に記載のバックアップを目的とした複製を除く。
 - 2) 本ソフトウェアの一部または構成部分を分離すること、または分離して使用すること。
 - 3) 本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析、再配布・再使用許諾・公衆送信（送信可能化を含む）を行うこと。
 - 4) 本ソフトウェアを貸与、譲渡、リース、レンタル、サブライセンス、疑似レンタル行為、中古品取引に供すること。
 - 5) 本ソフトウェアの機能を利用した処理・サービスをネットワーク経由で提供すること。
 - 6) 本ソフトウェアを使用して作製したデータを、第三者へ開示、提供、販売すること。
 - 7) 本ソフトウェアの仕様や性能を公表すること
 - 8) LHTC がユーザに提供する顧客や製品の識別情報（ID、パスワード等）を第三者に開示・提供すること。
 - 9) ライセンスが認められたデバイス以外のコンピュータ等と共有可能なシステムで、本ソフトウェアを使用すること。
 - 10) 本ソフトウェアを、有償無償に関わらず第三者に使用させること、または本ソフトウェアをLHTC 及び原権利者が許諾しない他のサービスに組み込むこと。
 - 11) 本ソフトウェアを用いて、LHTC および原権利者または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行うこと。
 - 12) 権利保護を目的として本ソフトウェアや弊社認証システム等に設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本ソフトウェアを複製、翻案、使用すること。
 - 13) LHTC に許可なく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出し、日本国外でインストールし、及び日本国外で使用すること。
但しデバイスにインストール済のアプリを除く。

第12条（損害賠償）

1. 本ソフトウェアの使用または使用不能により、またそれらに関連して生じるユーザの派生的財産的損害および直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、如何なる場合であっても LHTC 及び原権利者はその責任を負わないものとします。
2. 本契約に関して LHTC 及び原権利者がユーザに損害賠償責任を負う場合があったとしても、ユーザに直接かつ現実に生じた通常の損害に限定され、また名目の如何を問わず LHTC 及び原権利者が負担する責任は金銭賠償に限り、賠償額は5万円を上限とします。
3. ユーザは、本契約に違反し、LHTC 及び原権利者に損害を与えた場合には、本契約が解除されるか否かにかかわらず、その損害を賠償しなければなりません。

第13条（サポートサービス）

1. 本ソフトウェアについて、LHTC が無償で提供するサポートの有無、内容については、LHTC が自ら定めるものとし、その期間や範囲、方法、対応時間など内容の一切について、LHTC は約束しません。
2. LHTC は、ユーザとの間で別途、維持管理契約やメンテナンス契約等を締結した場合に限り、ユーザに対し有償サポートサービスを提供します。サービスの内容は別途締結する契約内容によるものとします。
3. 前項のサポートサービスは、日本国内における日本語によるものに限りします。

第14条（ユーザの義務）

1. ユーザは、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権法を含む法令を遵守するものとします。
2. 本ソフトウェアを使用する際に使用する ID、ライセンスキー、パスワード等の識別情報は、ユーザに対し作成、提供される固有のものであるため、ユーザは、それを厳重に保管し、第三者に開示してはなりません。
万一、それらが第三者に使用された場合、ユーザは本ソフトウェアの使用料相当額を含む LHTC 及び原権利者が被った全損害を賠償しなければなりません。
3. ライセンスキー等発行のため、LHTC が本ソフトウェアをインストールして使用するデバイスの MAC アドレス等の情報を必要とする場合、ユーザはその情報を提供することとします。

4. ユーザは、LHTC から本ソフトウェアのアップデートプログラムの通知があった場合、あるいはアップデートプログラムの存在を知った場合、速やかにこれらを導入するものとします。アップデートプログラムの提供方法は、別途定めるものとします。
5. ユーザは本ソフトウェアを稼働させるために必要な仕様を満たしたデバイス、周辺機器、オペレーティングシステム、通信回線、データ提供サービス等の環境を、自らの責任と費用において確保、維持するものとします。ユーザがこの義務を怠ったまま本ソフトウェアの使用を継続した場合、LHTC 及び原権利者は、瑕疵担保責任、品質保証責任、またはその他一切の責任を負わないものとします。
6. ユーザは、第三者が本ソフトウェアに関連する著作権等の全部または一部を侵害していることを発見した場合、LHTC に対し侵害の事実を速やかに報告し、LHTC 及び原権利者が当該著作権等を保護するために行う措置に対して協力するものとします。

第15条（完全合意）

1. 本契約は、本ソフトウェアに関してユーザと LHTC との間の完全な合意を構成し、本ソフトウェアの使用許諾に関するユーザと LHTC との間の全ての、以前および同時の、口頭または書面による意思表示、提案、および表明を無効とします。

第16条（追加・変更）

1. LHTC は、ユーザによる本ソフトウェアの使用を本契約において許諾し、使用許諾通知書等にて指定される範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することができるものとします。
2. LHTC は、予告なく本ソフトウェアの仕様を変更することがあります。この場合、仕様変更によるユーザまたはその他第三者に生じた損害については、LHTC 及び原権利者は責任を負いません。

第17条（輸出に関する制限）

1. 本ソフトウェアは日本国内での利用を前提としております。ユーザが日本国外への持ち出し、日本国外でのインストールや使用を希望する場合には LHTC へ許可を得るものとします。
2. 本ソフトウェアの輸出に際しては、日本国の輸出に関する規制の対象となります。LHTC 及び原権利者はユーザによる本ソフトウェアの日本国外における使用について保証を行いません。ユーザが本ソフトウェア製品を日本国外に持ち出して使用する場合には、全てユーザの責任において行うものとします。

3. LHTC 及び原権利者は、ユーザが、本ソフトウェアに適用される全ての国内法および国際法（輸出対象国、ユーザによる使用に関する制限を含む）を遵守することに同意したものとみなします。

第18条（守秘義務）

1. ユーザは、本契約を締結するにあたり、または本契約期間中、本ソフトウェアに関する一切の情報、本契約書の内容および LHTC から知り得た営業上の秘密を、LHTC による事前の書面による同意なくして第三者に開示漏洩してはなりません。但し、すでに公知になっているものは除きます。

第19条（一般条項）

1. 本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所とします。
2. ユーザは、LHTC の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位、ならびに、本契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡できないこととし、当該承諾に基づかない本契約上の地位、権利および義務の譲渡は無効とします。仮に、ユーザが本契約上の地位、ならびに、本契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡した場合、本契約は、当該第三者を拘束するものとし、ます。
3. LHTC は、事業譲渡その他事業再編のために、本契約にかかる事業を他社に継承させる場合には、ユーザの承諾なく、本契約上の地位、本ソフトウェアの著作権等、および本ソフトウェアの使用許諾権を第三者に譲渡することができます。
4. 本契約のいずれかの規定が無効又は執行不能であるとされた場合、当該規定は、最大限可能な範囲で執行され、本契約のその他の規定は引き続き完全な効力を有するものとします。
5. LHTC が、本契約のいずれかの権利または規定を行使または執行しなかった場合でも、かかる権利または規定を放棄したとはみなされません。かかる権利の放棄は、LHTC が書面で承諾した場合のみ効力を生じます。

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、ユーザおよび LHTC は誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上

改定履歴

1.0 版 2018 年 7 月 17 日 制定
1.1 版 2018 年 11 月 12 日 改定
1.2 版 2020 年 12 月 17 日 改定
1.3 版 2021 年 6 月 23 日 改定
1.4 版 2021 年 8 月 25 日 改定